

資料提供
 令和4年7月26日
 担当：広島県対策本部
 担当者：新型コロナウイルス
 感染症対策担当 渡部
 電話：082-513-2844
 【報道機関専用 080-1641-7590】

新型コロナウイルス感染症の患者の発生について

令和4年7月24日(日)及び7月25日(月)に、新型コロナウイルス感染症の患者が612例確認されました。新型コロナウイルス感染症の患者の発生は県内198367～198978例目です。本件については積極的疫学調査を行っており、現時点で把握している情報は次のとおりです。なお、県全体の直近7日間の10万人当たり新規報告患者数は537.6です。

- 【発生数】 11市9町7県外で、10歳未満～90歳以上 計612名
- 【症状等の割合】 中等症6(80代4名, 90歳以上2名), 軽症569, 症状なし37
- 【入院等の状況】 入院中46, 宿泊療養中33, 調整中533
- 【他事例との関連】 濃厚接触者180, 接触あり228, 調査中204
 4回接種17(50代2名, 60代2名, 70代5名, 80代4名, 90歳以上4名), 3回接種244(10代11名, 20代39名, 30代29名, 40代43名, 50代42名, 60代40名, 70代20名, 80代16名, 90歳以上4名), 2回接種128(10歳未満3名, 10代32名, 20代25名, 30代21名, 40代29名, 50代7名, 60代6名, 70代4名, 90歳以上1名), 1回接種5(10代1名, 30代1名, 40代2名, 60代1名), 未接種180, 調査中38
- 【ワクチン接種歴】
- 【県外往来等^{*}】 あり54
 ※ 発症(無症状は検体採取日)前14日以内の県外・海外との往来
 ・ 再陽性の患者が8名います。(前回の陽性から1か月以上経過しています。)

市町名/年代	10歳未満	10	20	30	40	50	60	70	80	90歳以上	合計
大竹市	3	4		1	1	2	1		1	1	14
廿日市市	16	14	14	13	15	12	12	11	5	2	114
府中町	9	4	8	5	10	4	7				47
海田町	4	9	8	3	1	3	1		3		32
熊野町	1	3	8	4	1	1	1	1	2	1	23
坂町	5	5	3	1	3		1	3	5	2	28
安芸高田市		3	2	4	1	1	2				13
安芸太田町	1				2	1					4
北広島町	1		1		3	2	2				9
江田島市	3	2	3	2	1		1	2	1		15
東広島市	21	24	20	16	12	16	3	6	3		121
竹原市				1	1	1		2			5
大崎上島町		1		1	1						3
三原市	3	8	5	2	6	3	3	3	1		34
尾道市	7	10	3	4	13	6	8	6	5	2	64
世羅町		1		1		1	1				4
府中市	4	3	2		4	1	1	3	2		20
神石高原町		1		1		1				3	6
三次市	2	1	4	6	7	4	4	1	3	1	33
庄原市	1	1	1	2	3		3	2	1		14
県外	1	1	1	3			2		1		9
合計	82	95	83	70	85	59	53	40	33	12	612

県外は、埼玉県1名、千葉県1名、愛知県2名、三重県1名、滋賀県1名、大阪府2名、山口県1名

《新型コロナウイルス感染症のクラスターの発生について》

これまでに公表した患者等に対する調査の結果、令和4年7月17日(日)～7月23日(土)の間に、新たなクラスター感染(集団感染)が13件判明しており、7月23日までに確認している情報は次のとおりです。

	区分	発生地域 (管轄保健所)	患者数等
1	医療機関	西部	計69名(入院者54名, 職員15名)
2	保育施設・幼稚園	西部	計19名(園児15名, 職員4名)
3	高齢者・障害者施設	西部	計20名(入所者14名, 職員6名)
4	保育施設・幼稚園	西部	計19人(園児17人, 職員2名)
5	学校	西部東	全員生徒等15名
6	事業所(職場)	西部東	全員職員8名
7	医療機関	西部東	計5名(入院者3名, 職員2人)
8	高齢者・障害者施設	西部東	計7名(入所者4名, 職員3人)
9	学校	西部東	全員生徒等13名
10	医療機関	東部	計40名(入院者28名, 職員12名)
11	医療機関	東部	全員職員5名
12	高齢者・障害者施設	東部	計21名(利用者19名, 職員2名)
13	学校	東部	全員生徒等6名

※ 高齢者・障害者施設：介護医療院，老人保健施設，特別養護老人ホーム，有料老人ホーム，グループホーム，サービス付き高齢者住宅，障害者施設等

お 願 い

報道機関各位におかれましては、感染症法の精神に基づきプライバシー保護及び風評被害、患者・御遺族等の人権尊重・個人情報の観点から、提供資料の範囲内での報道に格段の御配慮をお願いします。